

8 農業支援外国人適正受入サポート事業

【173（－）百万円】

対策のポイント

国家戦略特区制度で創設された「農業支援外国人受入事業」の実施のため、地域における外国人材の受入サポート体制の構築等を支援します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化に必要な人材の確保等による農業の競争力強化を図るため、我が国の農業現場で即戦力として活躍できる外国人材を労働力として受け入れる新しい枠組として、国家戦略特区制度において「農業支援外国人受入事業」が創設されたところです。このため、この事業で受け入れる外国人材の人権保護及び地域での円滑な就労を促すため、農業現場における適正な受入れをサポートする必要があります。

政策目標

「農業支援外国人受入事業」における外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<主な内容>

1. 外国人材の保護

(1) 適正受入管理協議会への苦情・相談窓口の設置

「農業支援外国人受入事業」において関係地方公共団体と国の行政機関が共同で設置する適正受入管理協議会への苦情・相談窓口の設置、外国人材からの相談に対する母国語での対応体制の整備を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：都道府県、市町村

(2) 受入農業経営体に対するサポート活動の実施

外国人材の円滑な就労のため、就労に対して一定の責務を負う受入農業経営体に対する相談対応、研修会の開催等のサポート活動の実施を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 外国人材の技能を評価する試験の実施

外国人材の農業等に関する知識及び技能を評価・確認するための試験の作成、実施を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2162)]

農業支援外国人適正受入サポート事業

【平成30年度予算概算決定額：173百万円】

我が国の農業現場で即戦力として活躍できる外国人材（外国人農業支援人材）を労働力として受け入れる新しい枠組として、国家戦略特区制度において「農業支援外国人受入事業」が創設されました。

このため、国の機関も参画する適正受入管理協議会に苦情・相談窓口を設置するとともに、外国人材の就労先となる農業経営体からの相談等に対応できる体制を整備し、本事業で受け入れる外国人材の保護及び適正な受入をサポートします。

併せて、受け入れる外国人材の農業等に関する知識及び技能を入国前に評価・確認するための試験の作成、実施を支援します。

